

平成21年11月20日
社会保険庁総務部総務課
(担当・内線) 課長補佐 木谷(3517)
人事専門官 立田(3518)
(直通) 03(3595)2700

社会保険庁総務部
日本年金機構設立準備事務局
(担当・内線) 管理官 辺見(3620)
(直通) 03(3595)2758

厚生労働省保険局保険課
全国健康保険協会管理室
(担当・内線) 室長 城(3151)
指導調整官 佐野(3152)
(直通) 03(3595)2556

(代表電話) 03(5253)1111

障害者雇用率の未達成における反省点 及び達成に向けた取組みについて

社会保険庁及び全国健康保険協会においては、障害者の雇用について、法律で義務付けられている障害者雇用率(法定雇用率2.1%、社会保険庁の本年6月1日時点の障害者雇用率1.79%、全国健康保険協会の同時点の障害者雇用率0.37%)を大きく下回ったことに関しまして、別添のとおり反省点をとりとまとめ、お知らせするとともに、これを重く受け止め、お詫び申し上げます。

また、引き続き障害者の雇用促進について努めてまいります。

障害者雇用率の未達成における反省点について

平成21年11月20日
厚生労働大臣
長妻昭
社会保険庁長官
渡邊芳樹
社会保険庁総務部長
薄井康紀

社会保険庁においては、障害者の雇用について、法律で義務付けられている障害者雇用率（法定雇用率2.1%、当庁の本年6月1日時点の障害者雇用率1.79%）を大きく下回ったことに関しまして、以下のとおり反省点をとりとまとめ、お知らせするとともに、これを重く受け止め、お詫び申し上げます。

1. 障害者雇用率の未達成について

社会保険庁は平成21年12月31日で廃止となりますが、年金記録問題の対応等業務が錯綜する中で、特に障害を持つ職員の退職が増加したことから、法定雇用率を下回る状態となってしまいました。

障害者雇用を促進すべき観点から、この事態は誠に遺憾であり、重ねてお詫びを申し上げます。

2. 今後の努力について

来年1月1日に発足する日本年金機構においては、国と同様法定雇用率が2.1%となっております。

厚生労働省としては、日本年金機構理事長予定者にも現状を認識していただくとともに、機構発足後、速やかに実態を把握し、障害を持つ方の積極的な採用に取り組むよう強く要請を行ったところであり、引き続き指導をしていく所存です。

障害者雇用率の達成に向けた取組みについて

全国健康保険協会においては、障害者の雇用について、法律で義務付けられている障害者雇用率（法定雇用率2.1%、当協会の本年6月1日時点の障害者雇用率0.37%）を大きく下回ったことに関しまして、これを重く受け止め、お詫び申し上げます。

全国健康保険協会は、社会保険庁が行っていた政府管掌健康保険の運営を引き継ぐ保険者として、平成20年10月に設立されました。

設立にあたっては、政府管掌健康保険の円滑な業務の移行及び遂行の観点から、制度や業務運営に経験を有する職員を採用する必要がありました。

このため、全国健康保険協会設立委員会において、常勤職員2,100名のうち1,800名（85.7%）を社会保険庁の職員であった者から採用するとともに、常勤職員300名並びに保健師やレセプト点検員等の契約職員2,000名を公募により採用しました。

このような形で採用を行う中で、結果として採用された職員の中に障害を有する者が少なく、法定雇用率を著しく下回った状況となりました。

当協会としては、このような事態を重く受け止め、厚生労働省の指導を頂きながら障害者の雇用促進を図っているところであり、6月以降現時点までに新たに33名の障害者の雇用を行っており、現時点の障害者雇用率は1.17%となっております。

また、今年度末までには更に54名の障害者を雇用する見込みであることから、来年3月末までには法定雇用率を上回る2.5%の障害者雇用率を達成する見込みであります。

当協会といたしましては、引き続き障害者の雇用促進に努めてまいります。

平成21年11月20日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛